

秋田県外来医療計画(素案)に対する 意見聴取の実施状況について

令和6年3月
医務薬事課

1 医療法に基づく関係団体等への意見聴取結果

(1) 意見聴取先 : 44団体

① 医療法第30条の4第16項関係

診療又は調剤に関する学識経験者の団体	- 秋田県医師会 - 秋田県歯科医師会 - 秋田県薬剤師会 - 秋田県看護協会 - 秋田県病院協会	5団体
--	---	-----

② 医療法第30条の4第17項関係

- 市町村(救急業務を処理する一部事務組合等を含む) - 保険者協議会	25市町村 13消防本部 - 秋田県保険者協議会	39団体
---	--	------

(2) 意見聴取期間 : 令和6年1月10日(水)から2月13日(火)まで (文書照会)

(3) 意見提出状況 : 4件(2団体)

【内訳】 秋田県病院協会(2)、秋田市(2)

2 県民意見聴取手続き(パブリックコメント)の実施結果

(1) 意見聴取期間 : 令和6年1月5日(金)から2月5日(月)まで (32日間)

(2) 意見提出状況 : 9件(2通)

3 総意見数 : 13件

4 意見の概要

【内容別】

	地域医療 体制全般	外来医療 提供体制	医療機器 の効率的 な活用	その他	計
関係団体		2		2	4
パブコメ		9			9
合計		11		2	13

【反映状況別】

	反映	参考	その他	計
関係団体	2	2		4
パブコメ	3	6		9
合計	5	8		13

【凡例】

「反映」	意見の内容を反映し、計画素案を修正するもの
「参考」	計画素案を修正しないが、施策の実施段階で参考とするもの
「その他」	その他のもの（計画素案の内容に関する質問等）

5 主な意見

【秋田県病院協会】

N o.	分類	意見	意見に対する県の考え方 (案)	反 映 区 分
1	その他	[素案 P1] 「1 計画の目的」の5段目にある「新規開業者」が何を差しているのか不明である。 「開業」は診療所を新規に開くことだけを意味しない。「新規に診療所を開業する者(以下、新規開業者)」等に変更すべきである。	ご指摘を踏まえ、修正致します。 [計画案 P1. 5段落目]	反映
2	その他	[素案 P45] 第5章第2節評価の、先頭にある「医療計画」が何を差しているのか不明。「秋田県医療保健福祉計画」ではないのか。	ご指摘を踏まえ、修正致します。 [計画案 P45. 1段落目]	反映

5 主な意見

【秋田市】

N o.	分類	意見	意見に対する県の考え方 (案)	反 映 区 分
1	外来医療提供体制の確保	(P24～P25) ②往診施設数、③在宅患者訪問診療患者数、④在宅患者訪問診療施設数で現状の記載があるが、26ページ以降の課題と対策について記載がない。どのような方向性が望ましいのかと、考えるのか示して欲しい。	この計画は外来医療の確保を目的としており、そうした現状を踏まえた外来医療の提供体制の構築における課題と対策をP26以降に記載しております。 なお、ご指摘の課題・対策については、「秋田県医療保健福祉計画」の「第1章第2節 12在宅医療」にて詳細な内容を記載しております。	参考
2	外来医療提供体制の確保	(P28) 「オンライン診療の活用等を進める」との記載があるが、P18～P25の現状にオンライン診療の記載がない。 現状の把握や分析がないと、対策の実効性は難しいと考えるがどうか。	外来におけるオンライン診療は、医療MaaSなど始まったばかりで、今後の取組であることから記載はしていない。 なお、へき地医療の確保におけるオンライン診療を含む遠隔医療の活用については、今後、関係団体と現状や課題を協議するとともに、在宅医療におけるオンライン診療実証事業等の成果も踏まえながら、実情に即した対策を検討していくこととしております。	参考

5 主な意見 ～パブリックコメント～

【外来医療提供体制】

No.	意見	意見に対する県の考え方(案)	反映区分
1	新規開業や医業承継のハードルは地方に行けば行くほど高くなると思う。診療所の医師1人だけの責任や負荷が高い状況では、診療所数が増加することは難しいため、連携推進法人の推進や近隣病院との連携は必要と思われる。ハートフルを活用した診療情報の共有なども同時に進めていくことが重要ではないか。また、病院での外来診療の負担を軽減するために、地域医療連携病院とならないまでも逆紹介を増やしたりするなど、病院は一般外来よりも救急対応や入院に専念できるような体制の構築が必要となるのではないのでしょうか。	ご意見を踏まえ追記しました。 [計画案 P28] 「○ 持続的な外来医療提供体制の構築のため、地域における病院と診療所の連携を図り、紹介率・逆紹介率を高めるとともに、連携を進めるうえで有効な手段の一つである地域医療連携推進法人の設立を支援します。また、医療機関が双方向で患者の診療情報を共有する「秋田県医療連携ネットワークシステム(あきたハートフルネット)」への参画を促進するとともに、その積極的な活用を推進します。」	反映
2	「(4)開設・廃止の推移」について、この5年間を見ると、秋田市は診療所の開設が多く、廃止が少ない一方で、それ以外の地域はその逆となっている。つまり、この5年間で秋田市への診療所の集中がさらに強化されたと読み取れる。 開業場所は個人の自由ですが、秋田市以外での開業も選択肢に入るように、県としても何らかのインセンティブをつけられないのでしょうか。	ご意見のとおり、診療所の開設については秋田市での開設が全体の半数以上を占める等、秋田市以外での開業を促す取組が必要であると考えております。 そのため、秋田市以外での新規開業や承継を促すため、地域医療構想との関連も踏まえたうえで、必要な施設整備等に対し、地域医療介護総合確保基金の活用による支援を検討してまいります。	参考

5 主な意見 ～パブリックコメント～

【外来医療提供体制】

No.	意見	意見に対する県の考え方(案)	反映区分
3	「外来医療提供体制の確保のための対策」について、現状として「医師や看護師などの専門スタッフが24時間体制で電話対応する事業」や「乗り合いタクシーなどの代替手段」など、各市町村の取組を紹介している。少し話しはそれるが、1月23日付秋田魁新報に「#7119(救急車を呼ぶかどうか迷った際、電話で相談できる番号)の利用地域が拡大。秋田県は未導入」との記事が載りました。電話対応や代替移動手段などの対策を取れば、医療従事者・患者ともに負担軽減につながると思うので、ぜひ県内全域に広げられるよう、県としても取り組んでほしいです。 また、課題として「医師不足や時間外労働上限規制等の開始に伴い、新たに地域の診療所へ医師を派遣する、または、今後も診療所へ派遣し続けることが難しくなっている」とありますが、ここに関する対策も取ってほしいです。	#7119の提供につきましては、関係機関と必要性等について協議を行い検討して参ります。 また、代替移動手段や地域の医療機能の確保については、オンライン診療や医療MaaSなどデジタル技術を活用した取組を普及拡大させていきたいと考えております	参考

【その他の意見】

- ・ 令和5年度12月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した日本の地域別将来推計人口をもとにデータや内容を改めるべきなどデータ更新について(1件)
- ・ 表記が不明確などの体裁関係等についての指摘(5件)